平成２２年（フ）第９５４号
高知市みづき２丁目2110番地
債務者　和田　健司
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９６号
高知市福井町633番地３
債務者　山崎　　守
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９９号
高知市大津甲1078番地１
債務者　伊藤　　修
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２０２号
高知県南国市駅前町１丁目１番19―304号
債務者　坂田　孝一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２０３号
高知県南国市駅前町１丁目１番19―304号
債務者　坂田　米子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１６号
高知市八反町２丁目12番33号　山岡ビル201号
債務者　田鍋　允子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４２号
沖縄県那覇市宇栄原１丁目27番15―403号大城アパート
債務者　太田　　昇
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３７号
青森県八戸市根城５丁目４番９号　小菊荘18号室、前住所青森県八戸市根城５丁目４番９号　小菊荘19号室
債務者　尾田川五月（旧姓橘田）
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
青森県八戸市青葉２丁目16番22号、前住所青森県八戸市岬台２丁目19番８号
債務者　釜澤　牧子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
青森県八戸市桜ヶ丘１丁目１番30号　木村住宅15号
債務者　市川　秀勝
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
秋田市土崎港中央１丁目21番12号
債務者　虻川真樹子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９号
千葉県南房総市千倉町瀬戸2282番地２
債務者　根本　栄子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第８４号
長野県松本市大字松原71番地18
債務者　竹内　智哉
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１０４号
長野県東筑摩郡山形村5511番地１　ポム・ルージュＢ―202
債務者　鈴木　貴詞
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１６号
長野県岡谷市長地鎮１丁目11番23号
債務者　佐々木　徹
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第３０号
長野県下伊那郡高森町下市田2934番地
債務者　矢沢　美子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第５７号
大津市皇子が丘１丁目４番１―401号、前住所大津市柳川２丁目４番７―115号
債務者　丸山　裕一
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
大津地方裁判所民事部